

私立高等学校等の施設整備計画に関する調査 Q&A

●一般的な事項

Q1 ○○をやろうと思っているが、補助対象となるか教えてほしい。

A1 各補助メニューについては、交付要綱や今年度の事業募集等をご参考にしてください。
(補助対象となるかどうかについては、事業募集時に御提出いただく計画調書の内容をもって判断することとなりますため、現時点では「補助対象になる・ならない」を確定できません。)
本調査は全体規模の把握を目的としておりますので、ご検討中の事業が補助対象となるか、学校法人において判断しかねる場合には、本調査の回答に計上いただいて差支えございません。

Q2 本調査に回答していない事業については、事業募集時に応募できないのか。

A2 本調査の回答を踏まえて執行計画を策定いたします。このため、事業募集時には、本調査に回答いただいた事業を優先させていただきますのでご承知おきください。

Q3 本調査で回答した事業については、いつ事業募集となるのか。

A3 今後の事業募集時期は、本調査依頼文書の「3.」をご参照ください。
なお、本調査は全体規模の把握を目的としているため、本調査で回答いただいた事業について、必ず事業募集を行うとは限りません。

Q4 自分の学校法人の耐震化率について、どのように考えたらよいのか。

A4 令和3年6月24日付け3文科高第362号で依頼しました「令和3年度私立高等学校等の実態調査」においてご回答いただいた、令和3年4月1日時点での「私立学校施設の耐震改修状況調査」における状況をもとにお考えいただければと存じます。

耐震改修状況調査の対象となる建物数(分母)のうち、「新耐震基準で建築された建物」及び「旧耐震基準で建築された建物であって耐震化が完了している建物」の棟数(分子)がいくらあるのかによって、耐震化率を算出してください。

※各法人の設置している、幼稚園、幼保連携型認定こども園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校における耐震化率を算出ください。

(例)学校法人文科学園(設置校:A小学校、B中学校)

・A小学校の保有する建物(新耐震基準 and 旧耐震基準で耐震化完了済み:3棟)

・B中学校の保有する建物(新耐震基準:3棟、旧耐震で耐震化未完了:1棟)

耐震化完了済み建物数(3+3)/全建物数(3+3+1)=0.857...→85.7%

※各法人の設置している上記以外の学校種(大学、専修学校等)は耐震化率の算出から除外してください。

【ご参考:令和3年度私立学校施設の耐震改修状況等調査記入要領 記入要領より抜粋】

○ 調査対象施設

・ 【調査対象】

・ 令和3年4月1日現在で開学している私立の幼稚園(学校法人立・学校法人立以外(財団法人立、社団法人立、宗教法人立、その他の法人立及び個人立))、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び幼保連携型認定こども園(学校法人立等・社会福祉法人立)のうち、仮設・賃貸物件を除いた非木造の2階建以上又は非木造の延床面積200㎡超の建物を対象とします。

・ いわゆる休校中(休園中)の学校は対象外とします。

・ なお、幼稚園と小学校など、異なる複数の学校種が同一校舎を利用している場合は、便宜上、在籍生徒数の多い学校種のみで計上することとしますので、二重計上をしないようご注意ください。

Q5 令和4年4月1日時点の耐震化率は全国平均以上となるが、その場合は耐震化以外の施設整備事業の計画を計上して問題ないのか。

A5 令和3年4月1日時点の平均値を目安としておりますため、令和3年4月1日時点の耐震化率が全国平均を下回っている場合、耐震化以外の施設整備事業(空調設備、トイレ等)を計上する際には、最低1つ以上、構造体の耐震化に係る事業計画を計上してください。

(ただし、令和4年4月1日時点で耐震化率が100%の場合を除く。)

なお、実際の事業募集を行う際、耐震化率を見る時点を変更する等、扱いを見直す可能性はあります。

Q6 耐震化率が全国平均以下の場合、耐震補強又は耐震改築事業を最低1つ計上しないと、私立高等学校等 ICT 教育設備整備推進事業についても応募することができなくなってしまうのか。

A6 私立高等学校等 ICT 教育設備整備推進事業については、この取り扱いの対象外となりますため、影響ございません。

Q7 学校法人の耐震化率をみた際、小学校～高等学校の耐震性は全国平均以上だが、幼稚園の耐震性が悪く、学校法人全体で見ると耐震化率が全国平均を下回っている。小学校～高等学校について、耐震性に問題がないことから、実施できるような耐震化事業がないが、その場合であっても、耐震化以外の施設整備の事業計画(空調、トイレ等)を計上することができないのか。

A7 小学校～高等学校の耐震性には問題がなく、幼稚園施設の耐震性が悪いことで、結果として法人の耐震化率が全国平均を下回っている場合は、例外として、小学校～高等学校の耐震化以外の施設整備事業について、事業計画を本調査に計上いただいて差支えございません。
なお、幼稚園施設の耐震化事業についても積極的にご検討ください。

Q8 小学校施設の耐震化率のみを見ると全国平均を下回っているが、学校法人全体の耐震化率は全国平均を上回っている。この場合、小学校について耐震化以外の施設整備事業(空調、トイレ等)のみを計上することはできるのか。

A8 計上していただいて差支えございません。
なお、小学校施設の耐震化事業についても積極的にご検討ください。

●耐震診断費のみの補助メニューについて

Q9 耐震診断は一次診断でも補助対象となるのか。
1校あたりの上限額、下限額等、事業募集の条件を教えてください。

A9 これまでの事業募集において補助要件として「第一次診断の結果は補助対象としない。」と示しているところであり、一次診断は補助対象とはなりません。
また、事業募集の内容については現在調整中のため、詳細は事業募集時にお示ししますが、ご検討中の学校法人がいらっしゃいましたら、本調査に事業を計上ください。
なお、新耐震基準で建築した建物については補助対象外となります。

Q10 耐震診断を行った結果、「耐震性に問題がない」との結果が出た場合であっても、耐震診断費の補助金交付後3年以内に耐震化に着手する必要があるのか。

A10 耐震診断の結果、「耐震性に問題がない」との結果が出た場合は、耐震診断費の補助金交付後3年以内に耐震化事業に着手いただく必要はございません。

Q11 耐震診断を行った結果、「耐震性に問題がある」との結果が出たにも関わらず、3年以内に耐震化に着手しなかった場合の取り扱いを教えてください。

A11 事業募集時にお示しする予定ですが、正当な理由なく着手されない場合、そもそも補助対象要件から外れることとなるため、補助金交付相当額を返還いただくことになる可能性があります。そのため、今後の耐震化整備計画についても確実に保証いただく必要があると考えております。

Q12 耐震化率が全国平均を下回る学校法人から、耐震補強工事と施設環境改善整備事業の応募があり、交付内定又は交付決定後に耐震補強工事のみを中止・廃止する場合、もう片方の施設環境改善整備事業の取扱いはどのようになるのか。

A12 事業募集時にお示しする予定ですが、正当な理由なく耐震化事業を中止又は廃止する場合は、そもそも補助対象要件から外れるため、補助金交付相当額を返還いただくことになる可能性があります。そのため、今後の耐震化整備計画についても確実に保証いただく必要があると考えております。

Q13 10年以上前に実施した第二次診断の結果、 I_s 値が0.3未満だったため、耐震改築を計画しているが、耐震診断等の公的機関等の確認を得ようと某機関に相談したところ、最新の基準により改めて耐震診断するよう求められた。2回目の耐震診断も耐震診断のみの補助の対象となるのか。

A13 耐震診断のみの補助は、耐震診断未実施の場合を想定しており、これまでも、耐震診断費は工事着工年度の前々年度支出分までを対象としていることから、耐震改築として計上してください。